



固定電話番号を利用する電話転送 サービスの在り方等に対する当社考え

NTTコミュニケーションズ株式会社

2021年6月24日

1. 社会のデジタル化に対する電話転送役務の役割について

コロナ禍におけるテレワークの普及に伴い、場所にとらわれない働き方を支えるコミュニケーションツールとして、オフィスの0ABJ番号で発着信可能な電話転送サービスのニーズが高まっています。

当社が現在提供中の電話転送サービスは、VoIPの付加サービスである着信機能及びクラウド型コミュニケーションツールと連携した発信機能です。

当社が今後提供を検討中の電話転送サービスは、クラウド型コミュニケーションツールと連携した発信機能を、さらに迅速・リーズナブルに提供するものです。

- 社会のデジタル化に対し、クラウド型コミュニケーションツールと連携した転送機能が果たす役割



2. 当社が現在提供中の電話転送役務の概要と、番号使用条件の担保について

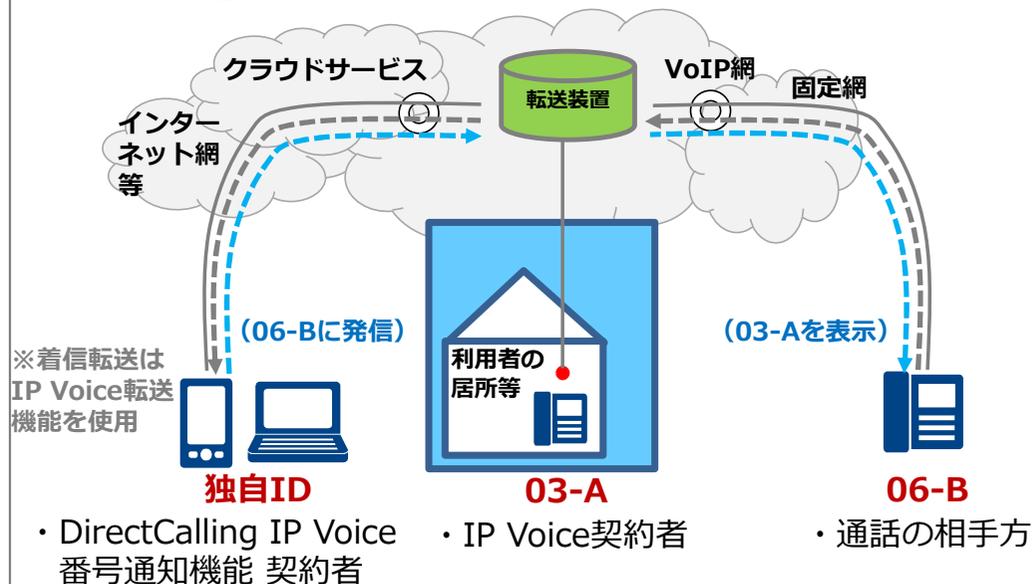
■ 当社が現在提供中の電話転送役務は以下の通りです。

1. DirectCalling IP Voice番号通知機能（発信電話転送）
2. IP Voice転送機能（着信電話転送）

■ いずれも電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件を担保しております（次頁で説明）

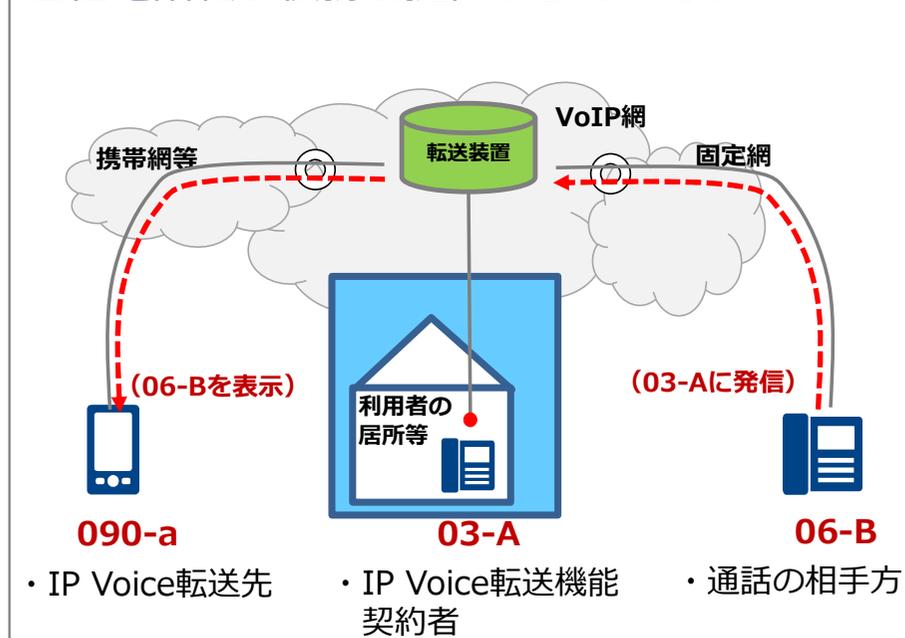
1. DirectCalling IP Voice番号通知機能

・当社DirectCallingサービスの利用者に対して、利用者のIP Voiceサービスの電話番号（固定電話／特定IP）による発信電話転送役務を提供するものです。



2. IP Voice転送機能

・当社IP Voiceサービスの利用者に対して、着信電話転送役務を提供するものです。



3. 電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件

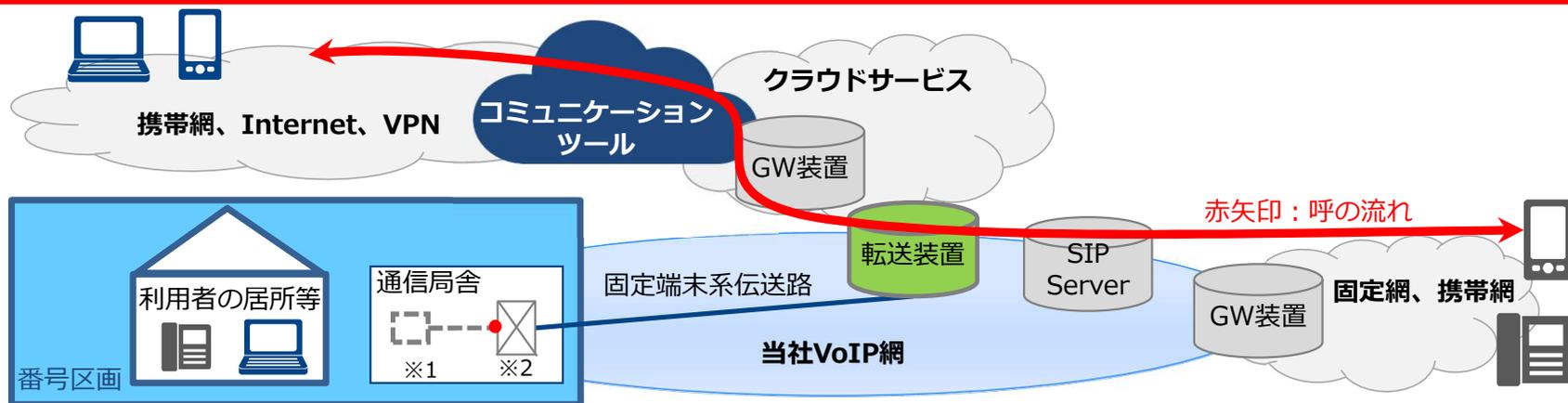
- 当社における遵守状況は以下の通りです。
- 電話転送役務に関する卸電気通信役務の提供にあたっては、本人確認、拠点確認及び拠点への設備設置確認について、当社と同様に実施するよう卸契約において求めています。

電気通信番号計画上の条件	当社における遵守状況
①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none">• 発信転送における緊急通報を不可能としております。緊急通報の代替措置として、緊急通報が可能な電気通信事業者の電話回線を確認することを約款等に規定するとともに、契約前に内容を最終利用者に説明しております。
②本人確認及び拠点確認	<ul style="list-style-type: none">• 最終利用者の本人確認を行っております。具体的には、サービス利用申込みの際に、登記簿のご提示を受けて名称及び本店又は主たる事業所の所在地を担当者が確認しております。• 最終利用者の活動の拠点が番号区画内に存在することの確認を行っております。具体的には、本人確認書類に記載された住所が番号区画内にあることを確認する等とともに回線工事において設置場所を確認しております。
③拠点への設備設置確認	<ul style="list-style-type: none">• 固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置されていることの確認を行っております。具体的には、回線工事において設置場所を確認しております。
④品質確認	<ul style="list-style-type: none">• 特定総合品質を満たしていることの確認を行っており、サービス提供中も定期的に監視し維持しております。

4. 今後提供を検討中の電話転送サービスの概要（当社要望構成）と、番号制度に対する当社考え

- 現在提供を検討中の電話転送サービスは、当該サービスを提供する番号区画内に固定端末系伝送路設備相当を設置します。
- 当社及び卸先における番号制度の遵守予定は以下の通りです。
 - ①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講じます。
 - ②本人確認及び拠点確認を実施します。
 - ③拠点への設備設置確認に代わり、本人確認書類に記載された住所が番号区画内にあることを確認し、提供後は3～6ヶ月毎定期的に、転送不要郵便物の送付によりお客様拠点の異動がないことを確認します。
 - ④特定総合品質を満たしていることの確認を行い、サービス提供中でも定期的に監視し維持します。
- 番号制度に対する当社考え（次頁で補足）

番号区画内の通信局舎において、固定端末系伝送路設備相当は設置するが固定端末設備（VoIP-GW）の設置は不要とするよう、要件緩和をご検討頂きたい。

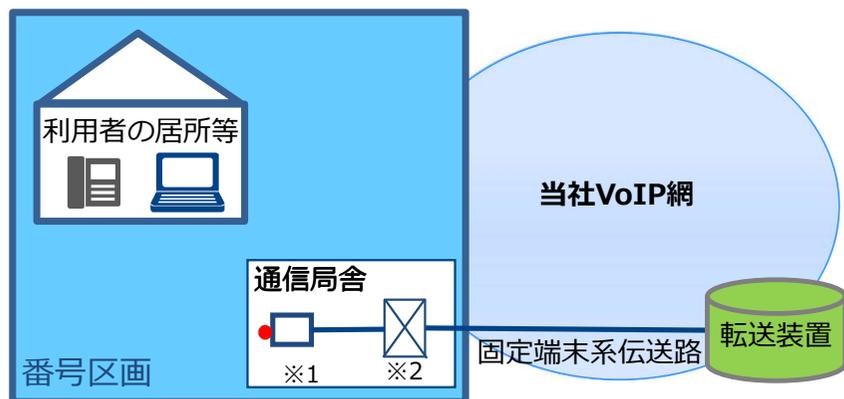


※1：固定端末設備（VoIP-GW）は需要に応じて設置可能 ※2：固定端末系伝送路設備相当

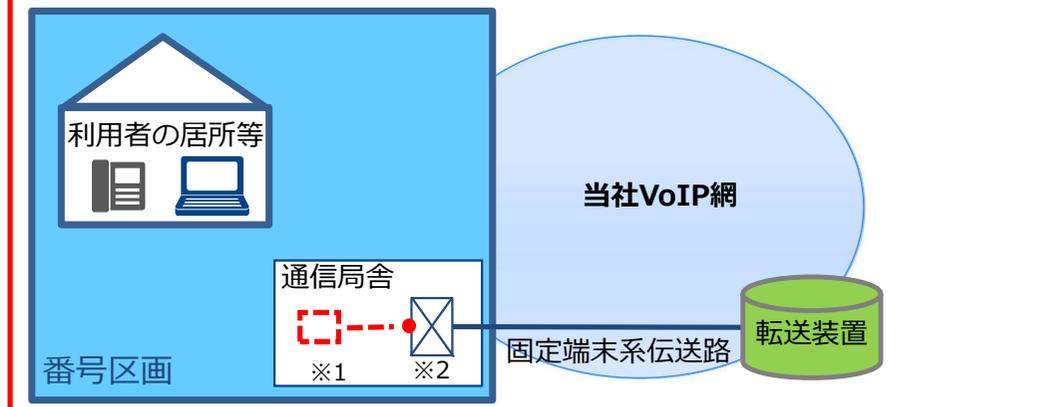
(補足資料) 固定端末系伝送路設備相当の設置に関する現行制度及び当社要望

区分	説明
現行制度	電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、 <u>番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点(※)</u> に設置されていることを確認すること。 (※)現行制度は最終利用者の活動拠点として、通信局舎等も認められている
当社要望	最終利用者の活動の拠点のある番号区画の区域内に固定端末設備 (VoIP-GW) の設置を不要とする。

現行制度



当社要望



凡例 ※1：固定端末設備 (VoIP-GW) ※2：固定端末系伝送路設備相当

5. 不適正な利用に対する取組・対策

赤枠部分は構成員限り

■ 本人確認

- 現在提供中の電話転送サービス(※1)：電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件通り実施
- 今後提供を検討中の電話転送サービス(※2)：犯罪収益移転防止法に基づき実施予定
- (参考) OCNモバイルONEデータ通信専用SIM：携帯電話不正利用防止法に準じて実施

■ 拠点確認

- 現在提供中の電話転送サービス(※1)：回線工事において設置場所を確認及び提供後は回線異動情報の確認を実施
- 今後提供を検討中の電話転送サービス(※2)：提供開始時及び提供後は3～6ヶ月毎定期的に、転送不要郵便物の送付等による確認を実施予定

※1：最終利用者の拠点に固定電話端末設備あり ※2：最終利用者の拠点に固定電話端末設備なし

6. 電話転送役務を提供する事業者に対する番号制度上の規制の在り方に対する当社考え

- Society5.0の実現、またリモートワールド（分散化社会）の到来など急速に変容する社会的要請への対応にあたり、電話に求められるニーズも多様化するなかで、電話転送役務の利便性向上に向けた柔軟な制度設計を要望いたします。
- 一方で、不適正利用防止をはじめとする「安心・安全なサービス」の実現のための条件は不可欠であることも踏まえ、バランスのとれた電話番号制度を要望することとともに、弊社においても規制条件の遵守を含め、より良いサービス提供を引き続き検討いたします。